

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第21号

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第46条中「文化市民局長」を「文化市民局文化芸術担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部文化市民総務課)